

太田市・尾島町・新田町・藪塚本町

新市建設計画

太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会

平成 26 年 6 月変更 太田市

2019 年 6 月変更 太田市

目 次

I	序論	1
1	合併の必要性	
	(1) 地方分権社会への対応	
	(2) 多様なライフスタイルへの対応	
	(3) 少子高齢化社会への対応	
	(4) 広域行政が果たしてきた役割と政策実現のための財政基盤強化	
2	計画策定の方針	
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 計画の構成	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の区域	
II	新市の概況	4
1	位置と地勢	
2	面積	
3	気候	
4	人口と世帯	
5	産業構造	
III	主要指標の見通し	7
1	人口	
2	世帯	
IV	まちづくりの基本方針	8
1	まちづくりの目標	
2	まちづくりの方向	
3	地域別整備方針	
V	建設計画	12
1	教育文化の向上	～質の高い教育と伝統・文化を継承するまちづくり～
2	福祉健康の増進	～健康で安心して暮らせるまちづくり～
3	生活環境の整備	～市民が快適に暮らせるまちづくり～
4	産業経済の振興	～高品質のモノづくりと新たな産業が育つまちづくり～
5	都市基盤の整備	～個性豊かな地域の拠点づくりと調和のとれたまちづくり～
6	行財政の推進	～市民満足を追求する参加型のまちづくり～
VI	新市における群馬県の取り組み	24
VII	公共施設の統合整備	25
VIII	財政計画	26

Ⅰ 序 論

1 合併の必要性

平成12年4月に施行されました地方分権一括法は、国から地方への権限移譲などにより、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定（自己決定）し、その責任も自分たちで負う（自己責任）地方分権型の行政システムの構築を目指したものです。同法の施行により全国的な統一性や均一性を重視してきた行政システムから、住民や地域が主体となった行政システムへと変革しようとしています。

また、時代の潮流として、少子高齢化社会や高度情報化社会の対応、住民の生活圏の拡大や価値観の多様化する住民ニーズへの対応なども求められており、今後の市町村の行財政運営も極めて厳しい状況にあります。

このような中において、市町村の合併は、地方分権の推進、公共施設の一体的な整備、広域的な交通体系の整備、社会福祉等住民に身近な行政サービスの充実、行財政基盤の強化等を図るための有効な手段であります。

以上をふまえ、この建設計画は、新市の地域振興や発展を考え、長期的な展望にたって策定したものであります。

(1)地方分権社会への対応

地方分権の推進により、各自治体の自主性、自立性が尊重され、国や県から自治体へ権限が委譲されることにより自己決定権が拡充します。

分権時代は、地域間競争の時代であり、自治体の能力の違いが、行政サービスの差や地域の産業・活力などに大きく影響することが予想されます。また、これからの行政運営には、市民、ボランティア団体、NPOなどとの連携・協働が重要になってきます。

合併により自治体の規模が大きくなると、専門的職員の確保や先端課題への取り組みが可能となり、これまで以上に住民ニーズ、地域の特性、時代の変化に対応できるまちづくりが可能となります。また、各地域で行われてきた祭りや運動会・文化祭などは、今後とも地域が主体となって取り組めるよう、地域のことは、そこに暮らす市民の参加と責任をもって取り組む組織づくりを進めます。

(2)多様なライフスタイルへの対応

人々は、生活の「豊かさ」や「質」を重視し、多様な価値観や生き方を認め合うようになっていきます。快適で潤いのある緑豊かな生活環境の整備、生涯学習やスポーツなど余暇を楽しむ環境の充実が求められています。

合併により市民が利用できる文化施設や図書館、スポーツ施設をはじめ、各種講座やスポーツ教室などが増え、市民の主体的な取り組みと積極的な参加が期待できるようになります。

(3)少子高齢化社会への対応

高齢化が進行している長寿社会では、福祉・介護サービスの充実や健康といきがづくりが求められています。また、少子化社会への対応として、子育てと仕事が両立できる雇用環境の充実や託児施設の整備など、安心して子どもを産み、次世代を担う人材が育つ環境づくりが求められています。

合併により保健福祉部門への人的資源の確保が可能となり、健康管理体制や高齢者介護・身障者施策を充実できるようになります。また、合併に伴う公共施設の見直しにより生じる余剰施設は、福祉施設などとして有効利用を推進します。

(4)広域行政が果たしてきた役割と政策実現のための財政基盤強化

交通網など、社会資本の充実により住民の生活圏は拡大し、市町の枠を越えた地域間交流が活発化しています。自治体間でも広域行政として、ごみ処理や水道事業、消防業務など、効率的な行政運営に努めてきましたが、事業実施までの調整に多くの時間を必要とするなど、課題も顕在化してきました。

このため、多くの広域行政に取り組んできた1市3町が合併することにより、これまで以上に効率的な行政運営が可能となるほか、類似施設の重複投資の回避や、議員・職員数の見直しなど、一体的・計画的な行財政運営が推進できるようになります。その結果、財政基盤が強化され政策が実現しやすくなります。

2 計画策定の方針

(1)計画の趣旨

本計画は、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより4市町の速やかな一体性の確立及び4市町のこれまでの歴史や文化等を尊重し、地域の特性をふまえたまちづくりと住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2)計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

また、4市町における地域別整備方針を明らかにします。

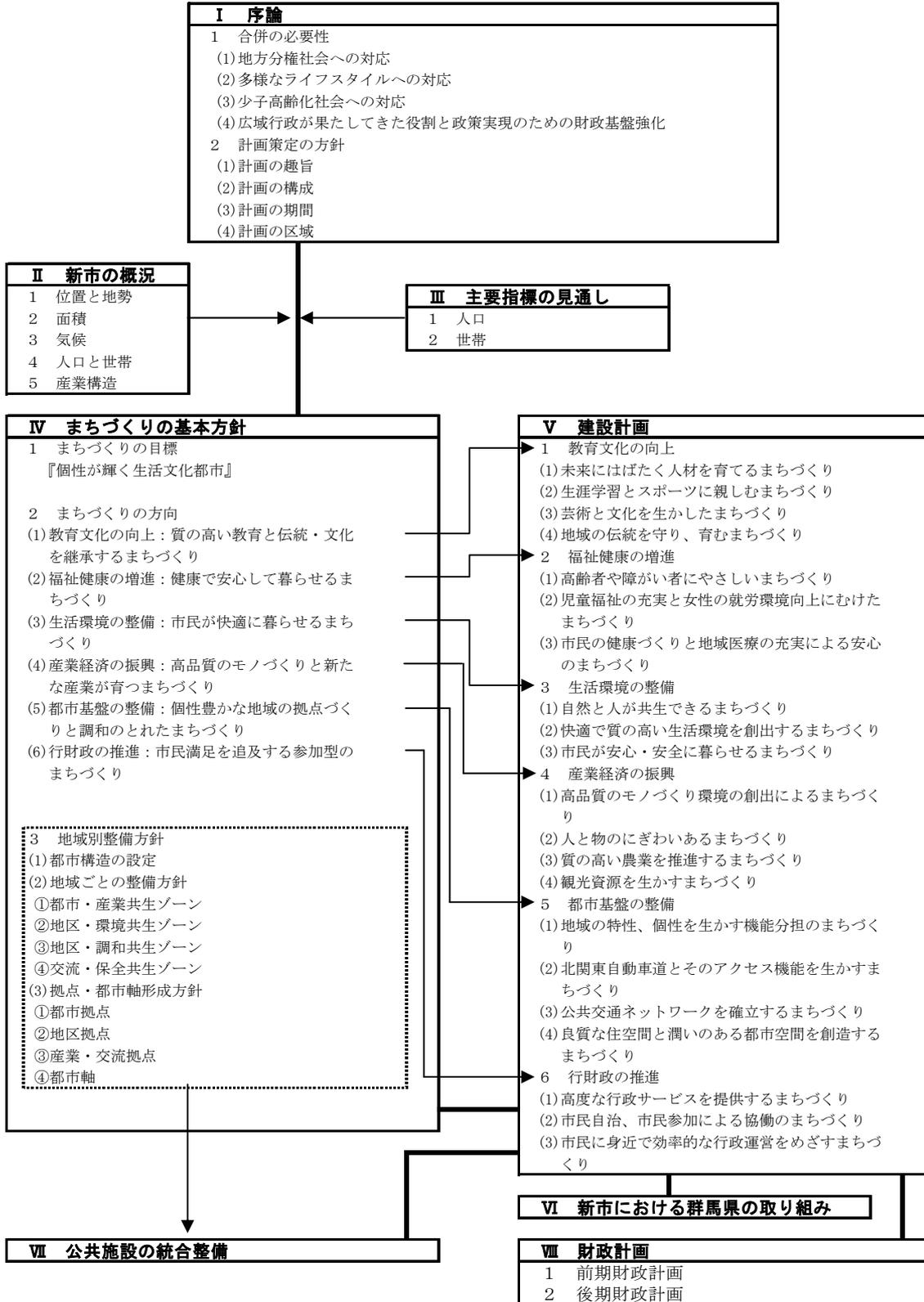
(3)計画の期間

本計画は、将来を展望した長期的な視野に立ったものとし、合併後の2005(平成17)年度から2024年度までの20カ年とします。

(4)計画の区域

本計画は、速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民の福祉の向上を図ろうとするものであり、新市の全区域を計画の区域として定めるものとします。

新市建設計画の構成



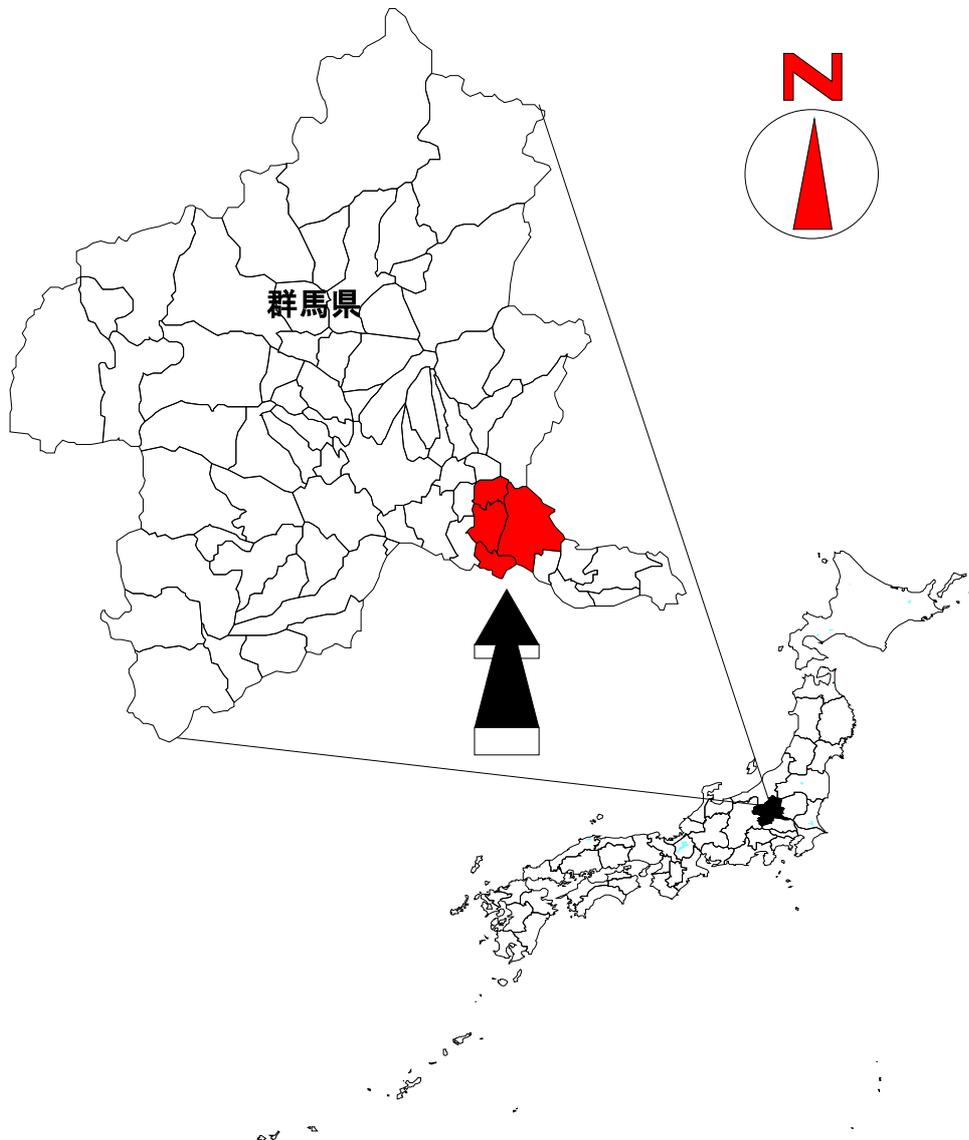
II 新市の概況

1 位置と地勢

新市は、群馬県東部の東経 139°、北緯 36° に位置し、北側は桐生市・笠懸町に隣接しており、南側は埼玉県深谷市・妻沼町、東側は邑楽町・大泉町・栃木県足利市、西側は境町・佐波東村に面しています。

また、東京都心から 80 km 圏の関東平野北西部に位置し、区域の南部には利根川、北部には渡良瀬川が流れており、金山や八王子山系の丘陵のほかは、概ね平坦な地形となっています。

●位置図



2 面積

新市の面積は、太田市が 97.96 km²、尾島町が 19.34 km²、新田町が 38.22 km²、藪塚本町が 20.97 km²、合計 176.49 km²となります。

3 気候

新市の気候は、年間平均気温が 14℃前後と比較的温暖で、夏季の雷雨と冬季における北西の強い風、いわゆる「空っ風」が特徴であるほか、降雪も年間 2～3 日とほとんどなく、四季を通して晴天が多い地域です。また、過去においても風水害や大規模な地震も極めて少なく、恵まれた自然環境下にあります。

4 人口と世帯

平成 12 年の国勢調査による新市の総人口は 210,022 人で、昭和 55 年の人口 175,381 人に比べ、約 1.20 倍となっています。平成 7 年からの 5 年間では 6,423 人増加しており、年平均で約 1,285 人増加しています。

1 世帯当りの人口は、平成 2 年が 3.23 人、平成 7 年の 3.04 人、平成 12 年が 2.87 人と年々核家族化が進行しています。

年齢階層別人口の構成比は、平成 12 年は年少人口が 15.21%、生産年齢人口が 68.70%、老年人口が 14.90%となっており、平成 7 年に比べて年少人口、生産年齢人口割合とも低下しており、老年人口割合は上昇していることがうかがえ、少子高齢化の傾向が顕著になっています。

人口と世帯の推移

(単位：人：世帯)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	175,381	189,931	197,139	203,599	210,022
世 帯 数	47,670	54,911	60,979	66,940	73,186
1 世帯当りの人員	3.68	3.46	3.23	3.04	2.87

(出典：国勢調査)

年齢 3 区分別人口の推移

(単位：人：%)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	175,381	189,931	197,139	203,599	210,022
年少人口 0～14 歳	45,703	45,471	38,148	33,742	31,940
(%)	26.06	23.94	19.35	16.57	15.21
生産年齢人口 15～64 歳	114,092	125,608	136,610	142,998	144,288
(%)	65.05	66.13	69.30	70.24	68.70
老年人口 65 歳以上	15,585	18,852	22,355	26,850	31,301
(%)	8.89	9.93	11.34	13.19	14.90

(出典：国勢調査)

注：総人口には年齢不詳人口が含まれています。また、端数処理の関係で構成比の合計が 100.0%にならない場合があります。

5 産業構造

就業者人口の構成比は、第1次産業が年々減少しています。第2次産業は、工業製品出荷額が北関東有数の新市ですが、構成比については、平成2年を境に減少傾向に転じ、平成12年には45.01%となっています。

また、第3次産業の構成比が平成12年には48.55%となり、第2次産業を逆転しています。

産業別就業者人口

(単位：人：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就 業 者	86,161	94,763	102,519	108,780	109,888
第1次産業	13,693	11,609	9,314	7,912	6,611
(%)	15.89	12.25	9.09	7.27	6.02
第2次産業	39,657	46,151	50,445	50,757	49,461
(%)	46.03	48.70	49.21	46.66	45.01
第3次産業	32,772	36,828	42,660	49,937	53,351
(%)	38.04	38.86	41.61	45.91	48.55
分類不能	39	175	100	174	465
(%)	0.05	0.18	0.10	0.16	0.42

(出典：国勢調査)

注：端数処理の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

新市の将来人口は、コーホート変化率法によれば、引き続き増加傾向で推移するものの、平成 27 年の 220,670 人を境に減少へ転じ、平成 37 年には 218,389 人と推計されます。

年少者の人口は、平成 22 年の 15.67% をピークに減少へと推移していくことが予測され、高齢化が進展し、10 年後の平成 27 年の 65 歳以上の老年人口が 23.41% を占めることが予想されます。

2 世帯

新市の世帯数は、平成 17 年の 76,068 世帯から 10 年間で 79,865 世帯と推移し、核家族化による高齢者のひとり暮らし世帯の増加が予測されます。

人口及び世帯の見通し

(単位:人:%)

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	
総 人 口	215,616	219,259	220,670	220,168	218,389	
年 齢 別 人 口	年少人口 0～14 歳	33,376	34,358	34,073	32,229	30,641
	(%)	15.48	15.67	15.44	14.64	14.03
	生産年齢人口 15～64 歳	145,702	141,722	134,939	132,927	133,311
	(%)	67.57	64.64	61.15	60.38	61.04
	老年人口 65 歳以上	36,539	43,179	51,658	55,012	54,437
	(%)	16.95	19.69	23.41	24.99	24.93
世 帯 数	76,068	78,431	79,865	81,014	82,160	
1 世帯当り人員	2.92	2.92	2.93	2.92	2.89	

<総人口、年齢別人口、世帯数及び 1 世帯当り人員>

群馬県統計課が作成したコーホート変化率法による推計を用いています。

※コーホート変化率法

ある時期（この推計では、平成 4 年～14 年の 11 年間）の、年齢階層 1 歳ごとの人口変化率を算出し、その変化率が将来にわたって継続するものと仮定する推計方法。0 歳の出現数は、婦人子ども比率により算出しています。

なお、世帯数及び 1 世帯当り人員の推計は、平成 11 年群馬県市町村別人口・世帯数将来推計を用いています。

IV まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

地方分権、少子高齢化、情報化及び国際化が進展する中、社会構造の枠組みや社会経済環境に変化があらわれ、時代は大きな変革期を迎えています。地方自治体には、財政基盤の強化はもとより、自立した自治体として自己決定、自己責任を果たすための高い行政執行能力が求められています。

このような中、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が合併して誕生する新市は、群馬県東部の中心都市としての役割を担うとともに北関東を代表する産業都市として、さらなる飛躍を目指していきます。

このため、新市では、多様化・高度化する市民のニーズに応えるため、教育文化の向上、福祉健康の増進、生活環境の整備、産業経済の振興、都市基盤の整備及び行財政の推進を積極的に進め、先人達がこの地域に築きあげてきた文化と産業を継承・発展させ、市民がいきいきと輝いて暮らせるよう、市民と行政が協働してまちづくりを進めていきます。

そこで、新市の将来像を次のとおりとします。

『個性が輝く生活文化都市』

2 まちづくりの方向

(1)教育文化の向上:質の高い教育と伝統・文化を継承するまちづくり

高等教育機関や構造改革特区などを生かし、子どもたちが高水準の教育を受けることのできる環境づくりを推進し、全ての住民が地域の伝統・文化を知り、守り、受け継ぐことのできる場や機会を広げていきます。

(2)福祉健康の増進:健康で安心して暮らせるまちづくり

高齢者や障がい者など社会的弱者に対して、IT（情報技術）を活用し、福祉サービス施設・NPOと連携して、きめの細かい福祉を実現します。

また、保育サービスや児童福祉施設の拡充を行い、女性が働きやすい環境を整え、市民が健康で安心して暮らせるための地域医療体制と高度医療の充実を図ります。

(3)生活環境の整備:市民が快適に暮らせるまちづくり

地域の自然を生かした水と緑のネットワークを築き、都市景観に配慮した緑豊かな住環境の整備を推進し、自然と人が共生できる環境にやさしいまちをつくりまします。

(4)産業経済の振興：高品質のモノづくりと新たな産業が育つまちづくり

すべての産業において、地域ブランドとして付加価値の高い製品やサービスが提供できる環境を整備します。また、先端産業をはじめ新たな産業の育成と雇用確保に努めます。

(5)都市基盤の整備：個性豊かな地域の拠点づくりと調和のとれたまちづくり

北関東自動車道のインパクトを生かし、アクセス道路や周辺の整備を進めます。また、地域の特性を生かして、機能分担を図りながら生活拠点の整備、既成市街地や集落の再整備を行い、それらを有機的に結びつける道路の整備や、公共交通機関の充実を図ります。

(6)行財政の推進：市民満足を追求する参加型のまちづくり

市民の満足を第一とし、市民の意見を取り上げるシステムづくりを推進します。また、市民の参画を得て、市民と行政が協働してまちづくりを行い、行政改革に基づいた効率的な行政運営を推進します。

3 地域別整備方針

(1)都市構造の設定

新市の土地利用については、社会的、経済的、自然的条件などを十分配慮し、高度都市機能を分担する「都市拠点」と地域の発展のよりどころとなる「地区拠点」を核として、各地域の特性や都市軸等をふまえ、下図のとおり都市構造を設定し、計画的な整備、開発と保全に努めていきます。

(2)地域ごとの整備方針

①都市・産業共生ゾーン

このゾーンは、産業、業務、居住、歴史及び文化などの都市機能の集積はあるものの、中心市街地の空洞化による衰退傾向が見られます。また、周辺部には大規模工業団地があり、集落や農地の混在した土地利用が見られます。

新市においては、都市機能再生を核として、歴史・文化資産の活用や地域の特性に配慮しながら、産業の高度化及び創出を図り、併せて、機能的で安全・快適な複合型市街地の形成と周辺地域の基盤整備など計画的なまちづくりを進めます。

②地区・環境共生ゾーン

このゾーンは、市街地、工業団地、商業団地、住宅団地が分散し、周辺は農村集落、文化遺産などが点在するのどかな田園地帯を形成しており、農業と工業が主たる産業となっています。

新市においては、既成市街地の環境整備を核として、地域の特性に配慮しながら、農地、工業地、住宅地、集落、文化遺産などを整備し、さらに生活拠点をつなぐ基盤整備など自然環境と調和したまちづくりを進めます。

③地区・調和共生ゾーン

このゾーンは、区域区分（線引き）を行っておらず、市街地、農地、工業地、住居などが混在した土地利用が見られます。

新市においては、地域の状況に応じた土地利用のあり方を検討し、既成市街地の整備と北関東自動車道 I C を生かした産業・農業・観光拠点の形成を図り、このゾーンの秩序ある発展と計画的な市街地環境の整備・保全を図ります。

また、他のゾーンとの間で土地利用規制に大きな差異が見られるので、現行都市計画のローリング時期に合わせて、新市一体の土地利用を確立し、都市空間と田園空間が調和したまちづくりを進めます。

④交流・保全共生ゾーン

このゾーンは、国道・主要地方道の沿線に産業拠点の立地が見られる一方、金山・八王子山系などの豊かな自然環境や優良農地が介在するなど、分散した土地利用が見られます。

新市においては、優良農地や自然環境の保全を図りながら、北関東自動車道 I C を生かした産業・業務拠点の形成を核として、自然環境を生かしたスポーツレクリエーション施設等の整備を進めます。また、I C へのアクセス交通網を整備し、諸機能の有機的連携を目指したまちづくりを進めます。

(3)拠点・都市軸形成方針

①都市拠点

高度都市機能集積の核となる拠点と位置づけ、商業・業務・居住機能など、歴史や文化が培った地域の特性を生かして都市機能の強化を図ることにより、にぎわいのある魅力的な市街地の整備を進めます。

②地区拠点

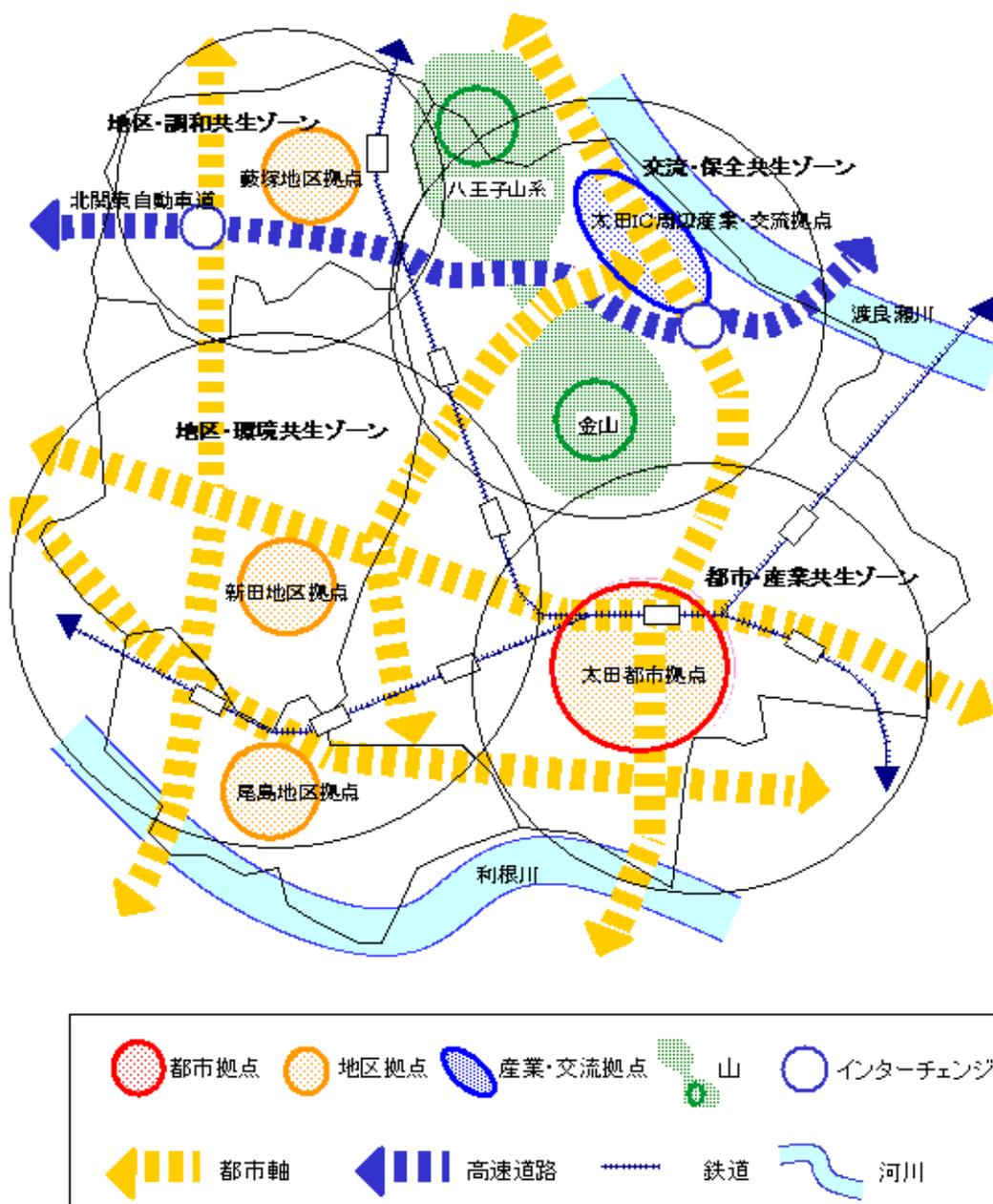
都市機能を分担する3つの拠点を位置づけ、居住・商業機能などそれぞれの歴史、文化を尊重しつつ、地域の特性を生かしながら、機能連携の強化を図り、安心・快適な生活環境の整備を進めます。

③産業・交流拠点

産業機能の核となる拠点を位置づけ、北関東自動車道 I C 周辺地区としての立地の高さを生かして、流通、研究開発及び業務などの機能集積を図ります。

④都市軸

都市軸は、主要拠点を結んで構成され、生活、情報、医療、福祉、産業、道路など都市の発展や広域交流の有機的な連携軸として、魅力ある都市空間の形成を図ります。



V 建設計画

1 教育文化の向上

○ 質の高い教育と伝統・文化を継承するまちづくり

国際化時代に対応した教育内容と教育環境の充実に取り組みます。また、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により生涯学習への関心が高まる中、年齢や学習意欲など幅広い学習ニーズに対応し、全ての住民が地域の歴史を学び、伝統や文化を愛し、守り、受け継ぐことのできる環境の整備を推進します。

(1)未来にはばたく人材を育てるまちづくり

- ・豊かな感性と広い視野をもった、子どもたちの育成を目指します。
- ・学校教育では、今後の教育改革の方向をふまえつつ、個性を伸ばし、豊かな人間性とたくましい心身を育む教育の推進を図ります。また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分認識し、三者の連携を推進します。
- ・学校施設等については、老朽化や耐震に対応した改修や改築を進め、教育の多様化と質的な向上を図るための施設・設備等の整備を推進します。
- ・広がる余暇時間を活用し、子どもたちが自ら学ぶ機会を充実します。

(2)生涯学習とスポーツに親しむまちづくり

- ・生涯学習社会に対応した多様な学習機会の提供を図るため、人材や地域的な学習資源の共有化、ネットワーク化を推進します。
- ・各種生涯学習施設・生涯スポーツ施設の整備充実に努めます。
- ・ひとり、一学習、一スポーツ、一ボランティアを推進します。

(3)芸術と文化を生かしたまちづくり

- ・多様な芸術・文化活動を振興、支援しやすらぎと潤いのある生活ができるよう努めます。
- ・地域にある様々な機能と特色を持った文化施設が、有機的・機能的に連携し、新たな文化創造の場の整備に努めます。
- ・合併を記念したホールの整備を推進します。

(4)地域の伝統を守り、育むまちづくり

- ・貴重な郷土芸能、伝統行事を守り、育むことにより、文化の薫り高い、風格のあるまちづくりを推進します。
- ・地域の特性を生かした特色ある活動を展開している文化団体や個人に対し支援を行い、後継者等の人材の育成を促します。
- ・歴史的遺産の保存・整備を図るとともに、出土した文化財を展示・保存するための施設整備を進めます。

【主要事業】

施 策	事 業 の 概 要
未来にはばたく人材を育てるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 英語教育特区校の推進 ■ 学校教育施設の整備・改修 ■ 幼児教育施設の整備 ■ 学校教育の情報教育機器整備 ■ 学校給食施設の整備・充実 ■ 地域が支援する教育活動の充実
生涯学習とスポーツに親しむまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習施設の整備・充実 ■ 生涯スポーツの推進と施設整備 ■ ひとり、一学習、一スポーツ、一ボランティアの推進
芸術と文化を生かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化活動の推進と各種イベントの実施 ■ 文化施設の整備と充実 ■ 合併記念ホールの整備
地域の伝統を守り、育むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域の伝統、文化、祭り等の保存継承 ■ 歴史的遺産の保存・整備 ■ 埋蔵文化財の保存・活用や施設整備

2 福祉健康の増進

○ 健康で安心して暮らせるまちづくり

高齢化が進行している社会にあつて、福祉・介護サービスの充実や健康といきがいづくりが求められています。また、少子化社会への対応として、子育てと仕事が両立できる雇用環境の充実や、養育・教育環境の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。

新市では、こうした課題に対応できるよう、必要な事業・施策を展開し、おとしよりから子どもたちまで、健康で過ごせる環境づくりを目指し、地域住民、NPO、ボランティア、企業等の連携によりお互いが支え合う地域づくり、まちづくりに努めます。

(1)高齢者や障がい者にやさしいまちづくり

- ・老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの基盤整備を行い、おとしよりが安心して暮らせる社会環境を整えます。
- ・すべてのひとにやさしい地域づくりの視点に立って、ユニバーサルデザイン(*1)による公共施設のバリアフリー化(*2)を進めます。
- ・障がい者が地域で自立した生活ができるよう、NPOやボランティア、企業等と連携し、地域で支えあう社会の実現に向けた施策を展開します。
- ・IT技術を活用して、おとしよりや障がい者の方々がどこからでも最新の福祉サービス情報に接することができる環境づくりを進めます。

(2)児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり

- ・保育所や託児所、学童保育施設の整備を進め、子育てへの積極的な支援を行っていきます。
- ・児童館や児童センターを適正に配置し、未来を担う子どもたちがのびのびと育つ環境の整備を進めます。
- ・子どもを健やかに産み育てる環境の整備に向けて、母子健康診断の充実や子育て相談などの施策の充実を目指します。
- ・男女共同参画社会に向けて、女性センターの設置をはじめ、女性が社会進出しやすい環境を整備します。

(3)市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり

- ・公設民営による救急医療及び高度医療の整備を図ることにより、地域医療体制の充実に努めます。
- ・地域保健体制の整備を行います。
- ・医療機関や保健センターとの連携により、疾病予防、早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健体制を整備します。

(*1)ユニバーサルデザイン	製品、建物、環境をあらゆる人が利用できるように、はじめから考えてデザインするという概念。
(*2)バリアフリー	日常生活を営むうえで妨げとなるあらゆる障害を除去すること。

【主要事業】

施 策	事 業 の 概 要
高齢者や障がい者にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ■ 介護保険サービスの基盤整備 ■ ユニバーサルデザインによる公共施設のバリアフリー化 ■ 高齢者地域福祉事業の充実 ■ 高齢者福祉施設の整備 ■ 心身障がい者福祉施設の充実・整備 ■ 障がい者サポート事業の充実 ■ NPOなどと連携した支え合いによるまちづくり ■ I T技術を活用した保健サービスの提供
児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代育成支援行動計画の推進 ■ 保育所、託児所の整備 ■ 児童館、児童センターの整備 ■ 学童保育施設の充実・整備 ■ 女性センターの設置 ■ 母子保健対策事業の充実 ■ 民間児童福祉施設への支援
市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救急高度医療施設（脳外科、心臓外科等）の整備 ■ 疾病予防対策の充実 ■ 保健センターの充実

3 生活環境の整備

○ 市民が快適に暮らせるまちづくり

豊かな自然環境の保全や、上下水道水事業等の推進、消防・防災体制の整備をはじめとした安全・安心なまちづくりを推進し、自然と人にやさしい潤いのあるまちを目指します。

(1)自然と人が共生できるまちづくり

- ・新市において環境基本計画を策定し、自然と人がバランスよく共生できる環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ・都市景観に配慮した緑豊かなまちづくりの推進に努めます。

(2)快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり

- ・快適で質の高い生活環境を創出するため、下水道、農業集落排水、浄化槽及びし尿処理施設等の整備を進めます。
- ・環境に負荷の少ない資源循環型社会を市民と行政の協働で進め、ごみの収集・ごみ処理体制を確立し、生活環境基盤の充実に努めます。

(3)市民が安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・多様化する災害に対応するため、総合的な消防・防災体制の整備充実に努めます。
- ・幹線水路等の整備や排水対策事業などの治水対策に努めます。
- ・交通事故防止及び防犯に対応するため、交通安全対策事業の取り組みや、地域社会と行政が連携して防犯対策の一層の推進に努めます。

【主要事業】

施 策	事 業 の 概 要
自然と人が共生できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境基本計画の策定 ■ 都市景観に配慮した緑豊かなまちづくり ■ 自然環境の保全 ■ 水と緑のネットワークづくり ■ 省エネルギーの推進
快適で質の高い生活環境を創出するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上下水道事業の推進 ■ 下水道処理施設周辺整備の推進 ■ 農業集落排水事業の推進 ■ 浄化槽設置の支援 ■ し尿処理施設の整備 ■ ごみ処理施設の整備 ■ リサイクルの推進
市民が安全・安心に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防・防災体制の整備 ■ 治水対策の推進 ■ 交通安全対策事業の推進 ■ 防犯対策事業の推進 ■ ライフライン機能の充実

4 産業経済の振興

○ 高品質のモノづくりと新たな産業が育つまちづくり

いきいきと活力あるまちづくりを進めるため、付加価値の高い製品やサービスが提供できる環境を整備し、新たな産業の育成と雇用の確保に努めます。

さらに農業や観光の振興においても、消費者ニーズに対応した質の高い農産品の推奨と、観光資源の整備を行い、その振興に努めます。

(1)高品質のモノづくり環境の創出によるまちづくり

- ・新市の産業において付加価値の高い製品やサービスが提供できる環境を整備します。
- ・新産業や新商品開発及びベンチャー企業の育成を行い、先端技術都市の実現を目指すとともに、雇用の確保に努めます。
- ・北関東自動車道を活用しての企業誘致を推進するとともに、工業団地の充実に努め、新市経済の一層の活性化を目指します。

(2)人と物のにぎわいあるまちづくり

- ・中心市街地の活性化事業による商店街の再構築を図り、魅力あるまちづくりを推進します。
- ・北関東自動車道の開通とともにさらなる物流拠点地域としての発展と新市への商業集積を推進し、経済の活性化を目指します。

(3)質の高い農業を推進するまちづくり

- ・首都近郊という恵まれた立地条件を最大限に生かし、特色ある産地化や消費者ニーズに対応した特産品づくり、地域循環型農業の推進など質の高い農業振興に努めます。
- ・農業用水路の整備や土地改良の実施など農業生産基盤の整備を進めます。
- ・農業の担い手育成など持続的な農業生産が可能になる環境を確保します。

(4)観光資源を生かすまちづくり

- ・地域の観光資源の整備を行い、ネットワーク化の推進を図ります。また各種イベントを開催するなど積極的に観光戦略を展開し、観光客の増大に努めます。

【主要事業】

施 策	事 業 の 概 要
高品質のモノづくり 環境の創出によるまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市全産業によるISO取得の支援 ■ 工業団地等の整備拡充及び企業誘致 ■ 新産業の育成と雇用の確保
人と物のにぎわいあ るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地活性化事業の推進 ■ 商業の集積 ■ 物流拠点地域の振興
質の高い農業を推進 するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特色ある産地化や消費者ニーズに対応した特産品づくりの推進 ■ 農業基盤(農業用排水、土地改良等)の整備 ■ 地域循環型農業の推進 ■ 農業の担い手育成
観光資源を生かすま ちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光資源の整備(新田荘遺跡、金山城跡、温泉郷等)とネットワークの整備 ■ 各種観光イベントの開催

5 都市基盤の整備

○ 個性豊かな地域の拠点づくりと調和のとれたまちづくり

新市の均衡ある発展と良好な都市環境の形成を目指すため、豊かな個性、特徴を生かした4つの都市核が連携していきます。

動脈としての北関東自動車道と4つの都市核の地域の特性を生かし、都市としての機能を適切に分担していくとともに、それぞれの機能をつなぐ交通ネットワークの整備を進めていきます。さらに水や緑の保全、自然と人の共生、循環型社会の形成を目指して新市の都市基盤整備を進めていきます。

(1)地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり

- ・都市計画マスタープランを策定し、計画的なまちづくりを推進します。
- ・自然に親しむ環境を整え、うるおいを実感できるまちづくりを推進します。
- ・地域の文化が育んだ多くの歴史遺産や伝承される祭事など、それぞれの地域の財産であると同時に新市の共有財産として保護、伝承、振興に努めます。

(2)北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり

- ・北関東自動車道は、新市と他地域を結ぶ大動脈であり、この高機能性を生かした産業、文化、地域間交流の推進に必要なアクセス機能の整備を図ります。

(3)公共交通ネットワークを確立するまちづくり

- ・交通弱者の日常的な移動手段として個々に整備を進めてきた公共バスを地域の有力な交流手段として整備します。
- ・新市と首都圏を結ぶ主要な交通機関として鉄道の利便性の確保と充実に努め、駅周辺の整備を図ります。
- ・円滑な地域内交通の確保のため、幹線道路の整備や暮らしに調和した生活道路の整備を進めます。
- ・情報の共有が可能となるよう情報拠点、情報網の整備を進め、地域情報化への整備を進めます。

(4)良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり

- ・土地利用計画との整合を図り、暮らしへの利便性を提供できる市街地の形成に努めます。
- ・新市の誕生を記念し、恵まれた自然と多様なスポーツ施設をとり入れた公園や、まちのオアシスとしての癒しの空間を提供する公園を整備します。
- ・森や緑、山や川といった自然的景観や建造物、伝統行事などの歴史的景観をはじめ、固有の景観の保全に努め、協働による新しい都市の景観づくりを進めていきます。

【主要事業】

施 策	事 業 の 概 要
地域の特性、個性を生かす機能分担のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画マスタープラン策定 ■ 歴史遺産を活用したまちづくりの推進 ■ 観光資源を生かしたまちづくり ■ 歴史的景観・町並みの再生・保全事業の推進 ■ 利根・渡良瀬の大河を生かした地域づくり推進 ■ 自然に親しむ環境づくり推進
北関東自動車道とそのアクセス機能を生かすまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北関東自動車道の高機能性を生かす幹線道路ネットワークの整備 ■ 物流拠点地域の整備
公共交通ネットワークを確立するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巡回バス、公共バス路線のネットワーク整備と公共交通の充実 ■ 市道、橋梁の整備 ■ 市街地の有機的な連携のための道路網整備 ■ ITを活用した地域情報ネットワーク事業の推進
良質な住空間と潤いのある都市空間を創造するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地の活性化事業の推進 ■ 駅周辺整備事業の推進 ■ 土地区画整理事業の推進 ■ 住宅団地・市街地整備の推進 ■ 公営住宅の整備 ■ 多様な公園整備と都市緑化の推進 ■ 快い生活空間形成のための都市景観整備

6 行財政の推進

○ 市民満足を追求する参加型のまちづくり

近年の地方自治体は、高度成長時代とは異なった厳しい時代を迎えています。行政は、市民が求めているものが何か、必要なものは何かを問いつづけることが必要です。市民ニーズの客観的な把握指標のための行政評価やNPO活動による協働の行政運営、さらに、的確な市民への情報提供など、高機能、高効率な行政運営で一層の市民満足度の向上を目指します。

(1) 高度な行政サービスを提供するまちづくり

- ・新市の総合計画を策定し、地域振興や多様化する住民ニーズに応えるまちづくりを進めます。
- ・行政事務の品質保持と、多様化する行政需要への対応を迅速に行っていきます。
- ・積極的な情報公開により、市民との情報共有を図り市民参加を推進します。

(2) 市民自治、市民参加による協働のまちづくり

- ・社会、経済の状況は大きく変化し、行政分野にも市民の活躍できる環境がつくられています。地域や福祉現場でのボランティア活動、行政分野でのNPOの活躍も地に付いたものとなっています。市民の持っている力を十分に発揮できる協働の場をさらに広げていきます。
- ・人々の交流は、国境や言語の壁を越えて大きく世界に広がってきています。新市では、国際姉妹・友好都市との交流の絆を深め、深い国際理解と真に国際人としての人材を育て、在住する外国人や訪れる外国人にも住みやすい、親しみの持てる環境をつくります。

(3) 市民に身近で効率的な行政運営を目指すまちづくり

- ・行政需要の増大に併せて、市民に身近な窓口とコミュニティーを育む施設整備を推進します。
- ・情報システムを構築し、適正な管理に努めます。
- ・小さな市役所で大きなサービスが提供できるよう、効率的な財政運営に努めます。

【主要事業】

施 策	事 業 の 概 要
高度な行政サービスを提供するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画の策定 ■ 行政 I S O、行政評価の導入推進 ■ 各種行政情報の公開 ■ 職員研修システムの構築
市民自治、市民参加による協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくり条例の制定 ■ ボランティアの育成 ■ 多様な手法による行政参加の充実 ■ 姉妹都市・友好都市との交流充実 ■ 国際交流の充実
市民に身近で効率的な行政運営を目指すまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域行政センターの整備 ■ 広報媒体の整備、充実 ■ 総合情報システムの整備 ■ 情報セキュリティーの確立 ■ 定員適正化計画の策定

VI 新市における群馬県の取り組み

新たなまちづくりに向け動き出す新市において、都市機能の充実、市民交流の活性化、生活基盤の整備等、欠かすことの出来ないさまざまな県事業が実施されるよう、関係機関との調整を含め、群馬県へ要望していきます。

(1)交通ネットワークの整備

- ・北関東自動車道の整備が進むなか、(仮称)太田IC、(仮称)藪塚IC周辺道路の充実を図るため、アクセス道路や側道整備の早期実現。
- ・市民交流の活発化と市街地の活性化を図るため、市内をはしる国道・県道の整備が進められるとともに、慢性的な交通渋滞を解消するための交差点改良の実施。

- 国道354号バイパス東毛広域幹線道路の整備
- 主要地方道太田大間々線の整備
- 北関東自動車道側道の整備
- 一般県道西国定藪塚線の整備
- 一般県道大原境線の整備
- 国道354号と県道新田尾島線の交差点改良

(2)安全快適な生活基盤の整備

- ・安全で快適な市民生活を確保するため、市内を流れる河川の護岸改修や河道整備、ふれあいやすらぎの川整備事業といった河川環境の充実や、排水施設の整備等の治水対策事業の早期実施。

- 一級河川早川の河川改修
- 一級河川早川の環境整備
- 一級河川石田川の河川改修
- 一級河川大川の河川改修
- 国営総合農地防災事業 渡良瀬中央地区附帯県営事業
- 県営経営体育成基盤整備事業 新田西北地区
- 県営湛水防除事業 下江田地区

VII 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

学校、幼稚園等については、将来人口や地域の特性を考慮して検討します。

また、合併に伴い地域の拠点となる旧役場庁舎、行政センター等については、住民サービスの低下を招かないよう配慮し、地域情報化などにより、必要な機能整備を図ります。

VIII 財政計画

社会経済の大きな変革期を迎える中、財政計画については健全な財政運営を行うことを基本に、2005（平成 17）年度から 2024 年度までの 20 年間について、過去の実績をもとに推計し、普通会計ベースで策定しています。

新市において行われる主要事業については、必要性・効果等を勘案する中で、合併までに策定する実施計画により、財政計画との整合性を図りながら効率的に事業を実施していきます。

なお、2005（平成 17）年度から 2017（平成 29）年度までの数値は、それぞれの年度の決算値です。

1. 歳入

（1）地方税

地方税については、今後の経済情勢や人口の見通しをふまえ、過大に見積もることのないよう現行制度を基本に推計しています。

（2）地方交付税

普通交付税については現行制度に基づき、合併による普通交付税の特例により算定し、合併特例債や合併市町村振興基金に係る交付税措置を見込んでいます。特別交付税についても、合併による特別措置分を見込んでいます。

（3）使用料・手数料

使用料及び手数料については、過去の実績等により推計しています。

（4）分担金・負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により推計しています。

（5）国庫負担金・県支出金

国庫負担金及び県支出金については、合併に係る財政支援（合併市町村補助金）を含めて算定しています。

（6）地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常地方債に加えて、現行の地方財政制度を基に、減収補てん債、臨時財政対策債等を見込み推計しています。

2. 歳出

(1) 人件費

合併による特別職の減少に加え、合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少を見込み推計しています。また、議会議員数は新設合併の在任特例を適用させた場合を前提に推計しています。

(2) 物件費

過去の実績等により推計しています。

(3) 扶助費

過去の実績や人口推計等により算定し推計しています。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定し、推計しています。

(5) 公債費

構成市町の合併年度までの地方債に係る償還額及び新市建設計画事業等に係る合併特例債、合併市町村振興基金及び通常地方債に係る償還見込額を推計しています。

(6) 積立金

合併市町村振興基金の積立てを見込むとともに、ミニ市場公募債に係る減債基金への積立てを見込み推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績等により、各種の特別会計への繰出金を見込み推計しています。

(8) 普通建設事業費（投資的経費）

財政運営の健全性確保を前提に、新市建設計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

普通会計の20年間(2005(平成17)年度から2024年度まで)の決算及び推計

(1)歳入

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方税	32,975,368	34,407,956	36,757,613	36,906,354	34,464,804
地方譲与税	1,749,187	2,603,534	999,199	963,344	905,708
利子割交付金	138,838	95,858	139,613	141,842	115,655
配当割交付金	67,837	109,258	132,891	41,246	36,723
株式等譲渡所得割交付金	85,666	68,802	59,119	20,009	16,458
地方消費税交付金	2,187,364	2,315,014	2,293,385	2,154,717	2,249,834
ゴルフ場利用税交付金	79,174	78,364	76,920	77,700	74,626
自動車取得税交付金	552,896	559,303	525,227	440,161	282,176
地方特例交付金	1,070,481	826,797	220,964	468,578	467,719
地方交付税	2,898,718	2,726,735	2,270,815	2,399,979	2,861,987
交通安全対策特別交付金	63,117	69,181	68,868	62,922	63,975
分担金及び負担金	1,680,352	1,719,304	1,768,784	1,692,306	1,740,729
使用料及び手数料	2,060,590	2,127,571	2,276,831	2,212,131	2,171,199
国庫支出金	6,070,717	5,845,920	5,787,102	5,575,097	11,460,594
県支出金	3,091,981	3,236,487	3,930,613	3,834,339	4,421,512
財産収入	76,768	217,754	112,160	119,385	128,414
寄附金	10,976	12,528	12,928	20,575	51,936
繰入金	1,335,764	1,862,014	4,155,462	2,793,693	2,031,636
繰越金	673,384	522,867	770,230	884,726	757,308
諸収入	3,788,078	3,715,174	4,021,943	5,687,654	6,468,943
地方債	7,147,900	6,210,600	6,056,683	6,698,475	8,700,473
合計	67,805,156	69,331,021	72,437,350	73,195,233	79,472,409

(2)歳出

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	14,574,184	15,292,777	14,884,884	14,986,869	14,948,336
物件費	9,342,961	9,849,690	10,233,323	10,289,401	11,579,968
維持補修費	565,864	664,798	658,183	584,220	541,890
扶助費	9,536,499	9,730,374	10,435,342	10,864,149	11,471,570
補助費等	7,234,544	6,524,230	6,824,572	7,418,498	10,682,268
公債費	8,464,821	8,159,224	8,629,321	7,831,037	7,508,939
積立金	120,006	75,106	109,001	78,992	80,365
投資・出資金・貸付金	2,570,478	2,913,234	3,074,751	4,950,576	4,825,090
繰出金	3,367,432	3,478,249	3,517,860	3,933,976	4,099,880
普通建設事業費	9,805,500	10,273,109	11,085,387	10,200,207	12,075,900
予備費	0	0	0	0	0
合計	65,582,289	66,960,791	69,452,624	71,137,925	77,814,206

(1)歳入

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地方税	33,625,774	33,989,676	34,017,640	34,667,352	43,885,863
地方譲与税	881,016	860,246	805,698	765,117	735,004
利子割交付金	105,672	65,618	60,082	69,491	44,512
配当割交付金	44,722	50,216	52,349	102,917	185,789
株式等譲渡所得割交付金	13,792	12,190	16,268	163,149	108,806
地方消費税交付金	2,244,974	2,223,547	2,229,927	2,210,922	2,648,901
ゴルフ場利用税交付金	69,934	64,143	60,777	58,059	52,762
自動車取得税交付金	242,169	189,184	258,376	233,515	101,559
地方特例交付金	417,214	365,902	169,585	165,167	156,828
地方交付税	4,489,844	5,381,620	5,206,230	4,967,699	4,502,936
交通安全対策特別交付金	60,149	57,532	55,963	53,615	48,297
分担金及び負担金	1,696,338	1,710,748	1,693,311	1,753,471	1,743,352
使用料及び手数料	2,085,611	2,019,321	2,081,453	2,083,603	2,061,535
国庫支出金	9,498,059	8,827,010	8,390,546	10,862,670	9,652,012
県支出金	6,186,802	6,195,085	6,002,343	5,784,234	5,620,815
財産収入	412,454	106,279	78,941	397,665	271,395
寄附金	27,675	57,782	65,391	247,342	946,086
繰入金	273,575	1,490,234	1,240,225	542,316	204,079
繰越金	458,203	1,162,085	539,175	1,223,998	1,110,247
諸収入	5,724,379	5,449,116	3,768,819	3,389,372	3,363,226
地方債	8,090,635	8,029,019	6,109,040	5,502,299	4,445,053
合計	76,648,991	78,306,553	72,902,139	75,243,973	81,889,057

(2)歳出

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	13,657,185	13,846,457	13,393,892	12,697,362	12,862,596
物件費	11,618,112	12,286,762	12,150,526	12,222,259	13,009,464
維持補修費	391,713	345,185	363,550	360,674	434,177
扶助費	14,853,213	15,558,888	15,574,407	15,909,811	17,104,167
補助費等	6,308,997	6,349,597	6,044,613	6,315,388	7,686,187
公債費	7,719,106	7,646,814	7,732,026	7,797,926	10,653,913
積立金	21,799	16,290	21,964	12,519	1,019,983
投資・出資金・貸付金	4,267,372	3,656,775	2,326,569	2,003,506	2,078,737
繰出金	4,498,133	4,646,503	4,881,224	4,964,130	5,420,407
普通建設事業費	10,351,276	12,114,107	7,789,370	10,184,904	8,465,374
予備費	0	0	0	0	0
合計	73,686,906	76,467,378	70,278,141	72,468,479	78,735,005

(1)歳入

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度
地方税	41,123,633	44,136,437	40,992,536	42,778,152	39,710,946
地方譲与税	767,722	759,737	757,464	740,001	749,434
利子割交付金	47,125	28,894	51,084	50,000	50,000
配当割交付金	148,755	92,515	141,336	120,000	130,000
株式等譲渡所得割交付金	150,691	54,008	145,159	140,000	100,000
地方消費税交付金	4,346,084	3,977,302	4,254,639	4,450,000	4,650,000
ゴルフ場利用税交付金	52,860	47,629	47,014	43,021	44,643
自動車取得税交付金	164,459	174,273	236,263	270,000	100,000
環境性能割交付金	—	—	—	—	30,000
地方特例交付金	152,700	164,670	177,813	211,374	250,000
地方交付税	2,258,420	1,922,166	1,133,018	1,732,561	600,000
交通安全対策特別交付金	52,714	50,312	46,966	47,000	50,000
分担金及び負担金	1,782,603	1,604,448	1,507,736	1,399,930	1,190,589
使用料及び手数料	1,968,297	1,976,205	2,013,773	1,960,162	2,060,529
国庫支出金	11,080,600	11,844,014	11,877,315	10,756,295	11,638,556
県支出金	8,232,531	5,906,069	6,694,473	5,843,558	6,393,069
財産収入	236,237	224,481	229,618	100,505	69,603
寄附金	70,745	102,531	56,681	26,173	40,003
繰入金	1,751,544	2,171,801	3,706,829	698,761	3,755,402
繰越金	1,154,052	1,453,802	1,001,003	787,221	100,002
諸収入	3,260,241	2,892,261	2,562,184	2,553,982	3,422,981
地方債	4,342,754	6,527,378	2,974,396	2,868,334	4,047,400
合計	83,144,767	86,110,933	80,607,300	77,577,030	79,183,157

(2)歳出

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度
人件費	13,199,858	12,172,510	12,008,120	11,953,079	12,375,223
物件費	13,027,704	13,453,605	13,760,469	14,023,421	15,583,618
維持補修費	364,471	366,439	395,757	308,145	385,021
扶助費	18,188,592	19,136,937	20,105,419	20,374,814	21,071,967
補助費等	6,442,526	6,441,515	6,519,781	7,197,912	6,459,562
公債費	7,327,676	7,402,790	7,586,182	7,504,801	7,493,118
積立金	174,974	2,041,665	29,634	29,926	1,393
投資・出資金・貸付金	1,458,549	1,291,696	1,120,266	951,824	2,005,307
繰出金	6,217,805	6,112,320	5,848,276	6,052,100	6,090,879
普通建設事業費	12,988,810	13,690,453	10,245,518	6,753,144	7,611,137
予備費	0	0	0	0	105,932
合計	79,390,965	82,109,930	77,619,422	75,149,166	79,183,157

(1)歳入

(単位：千円)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地方税	40,770,930	38,949,562	39,286,901	39,630,053	39,442,971
地方譲与税	749,434	749,434	754,115	754,115	754,115
利子割交付金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
配当割交付金	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
株式等譲渡所得割交付金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
法人事業税交付金	677,000	1,060,000	800,000	540,000	540,000
地方消費税交付金	5,720,000	5,760,000	5,800,000	5,840,000	5,880,000
ゴルフ場利用税交付金	44,643	44,643	44,643	44,643	44,643
環境性能割交付金	70,000	100,000	100,000	100,000	100,000
地方特例交付金	180,000	170,000	170,000	170,000	170,000
地方交付税	140,000	570,000	380,000	340,000	440,000
交通安全対策特別交付金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
分担金及び負担金	1,191,000	1,191,000	1,191,000	1,191,000	1,191,000
使用料及び手数料	2,060,000	2,060,000	2,060,000	2,060,000	2,060,000
国庫支出金	11,840,000	12,022,000	12,204,000	12,386,000	12,568,000
県支出金	6,521,000	6,585,000	6,649,000	6,713,000	6,777,000
財産収入	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600
寄附金	40,003	40,003	40,003	40,003	40,003
繰入金	3,205,000	2,055,000	2,055,000	2,055,000	2,055,000
繰越金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
諸収入	3,423,000	3,423,000	3,423,000	3,423,000	3,423,000
地方債	3,395,400	4,595,400	3,995,400	3,995,400	4,195,400
合計	80,527,010	79,874,642	79,452,662	79,781,814	80,180,732

(2)歳出

(単位：千円)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
人件費	12,490,170	12,590,742	12,683,199	12,824,342	12,868,113
物件費	15,836,996	15,947,855	16,059,490	16,171,906	16,285,110
維持補修費	392,721	400,576	408,587	416,759	425,094
扶助費	21,413,894	21,762,660	22,118,401	22,481,257	22,851,371
補助費等	8,506,494	6,416,679	6,461,596	6,506,827	6,552,375
公債費	7,528,705	7,422,204	7,410,095	6,515,622	5,953,391
積立金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
投資・出資金・貸付金	2,003,805	2,003,805	2,003,805	2,003,805	2,003,805
繰出金	6,029,984	5,969,697	5,910,014	5,850,927	5,792,432
普通建設事業費	6,216,741	7,252,924	6,289,975	6,902,869	7,341,541
予備費	106,000	106,000	106,000	106,000	106,000
合計	80,527,010	79,874,642	79,452,662	79,781,814	80,180,732